

豊川市監査公表第31号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

別 紙

財政援助団体等監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監査対象の団体 及び所管部署	監査の対象期間	監査の実施期間
・特定非営利活動法人ゆう (公の施設の指定管理者) ・健康福祉部福祉課	平成24年度ゆう会計 (平成24年4月1日 ～平成25年3月31日)	平成25年6月20日 ～同年8月23日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

- (1) 財政援助、出資・支払保証及び公の施設の指定管理の目的、内容について
- (2) 交付の金額及び指定管理料、時期、方法、手続等について
- (3) 対象事業等の執行、協定の履行について
- (4) 会計経理、財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、監査対象の団体は適正に執行されていると認められたが、所管部署は一部に改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

《改善事項》（健康福祉部福祉課）

ア 豊川市児童発達支援施設の利用料金の額(平成24年3月30日公告)において、福祉・介護職員処遇改善加算が規定されていないため改善されたい。

イ 当該施設に設置された遊具において、公立保育園に準じた日常点検及び専門技術者による定期点検が実施されていないため改善されたい。